質問 | 地域の発展と活性化に寄与するための提案(スケートボード場について)

龍ケ崎市の市民として、地域の発展と活性化に寄与するための提案をさせていただきたく存じます。特に、スケートボード愛好者として、以下の提案をお伝えさせていただきます。

龍ケ崎市において、スケートボードを自由に楽しむ場所の整備をお願いいたします。特に東京オリンピック以降、スケートボードは若者だけでなく、幅広い世代に楽しまれる文化であり生涯アクティビティとして認知されていることをご存じであると思います。そのため、以下の点を考慮いただければ幸いです。

(1)多世代利用可能なスペースの確保:

スケートボード初心者から上級者まで、幅広いレベルの方が利用できるスペースが必要です。テクニカルな技の練習や上達を志向する人のためのエリアにとどまらず、まったく未経験の初心者のための平坦かつ広いエリアをしっかり確保するなど、多様なニーズに応えるスペースを検討していただければと思います。

(2)周辺エリアの不足解消:

茨城県南の近隣エリアにスケートボードを楽しむ本格的な施設が少ない現状を鑑みると、龍ケ崎市が先駆けとなり、地域の賑わいを創出できる機会となるでしょう。遠方からの来訪者も見込まれ、地域の活性化にも寄与すると考えております。

(3)事例を参考にした施設デザイン:

茨城県五霞市の「ラジコンパーク Goka」の成功例などを参考に、施設のデザインを検討いただければ幸いです。それによって、ニーズに合致した、快適で安全な利用環境を実現できるかと思います。例えば北竜台公園脇のテナントが撤退した店舗の駐車場スペースを活用するなど、安価に抑えつつ実現する方法はいくつも考えられるはずです。

(4)コミュニケーションと共有:

スケートボード愛好者コミュニティや地域の住民とのコミュニケーションを通じて、施設の計画や進捗状況を共有していただければ幸いです。市民の声を取り入れながら、より良い施設を実現することができると考えております。この提案が、地域の一層の発展のための一助となることを期待しております。ご検討賜りますようお願い申し上げます。

回答

お手紙いただきましたスケートボードにつきましては、2020年オリンピック東京大会において、日本人選手が優秀な成績を残されて以降、国内での競技人口の増加や競技に対する興味・関心が高まっていると認識しており

ます。

ご提案いただきましたスケートボードを自由に楽しむ場所については、現在、民間も含め市内に利用できる施設がないことや、その手軽さゆえに、公園や駐車場などの公の場でスケートボードを楽しむ姿を目にすることもあります。

現在のところ、当市ではスケートボードが利用できる施設の整備計画は ございませんが、今後の課題の一つとして、まずは競技人口の動向や競技 団体の発足など市民のニーズを踏まえたうえで、整備費用の財源や施設運 営にかかる管理コスト等を考慮しながら、本市にふさわしいスポーツ施設の 在り方について、検討してまいります。

【担当:スポーツ推進課】

質問 | 路上禁煙の導入や市内のキャッシュレス化等について

(1)佐貫町に住んでいますが、路上禁煙となっているのは駅前などごく一部。その範囲外へ出ると、歩きたばこの人ばかり。目を下へ向けると、あちこちに吸い殻のゴミだらけ。

また、受動喫煙で健康への不安があります。一刻も早くキレイな道路、美味しい空気が吸えるようになってほしいです。市長はタバコを吸いますか。

- (2) 市内のお店、「うちは現金のみです。」というところが多すぎます。さすがにこれは時代遅れでしょう。助成金等を使ってキャッシュレス化を推進できませんか。
- (3) 先日、市役所に伺った際、通路から奥の職員の方を見ますと片肘ついてお仕事をなさっている方がいました。見た目で仕事をするわけではないとは思いますが、やはり片肘ついている姿は感心できません。他の人も目撃したらちょっと不快に感じるのではないでしょうか。市長はどのようにお考えですか。

回答

はじめに、路上禁煙につきまして、当市では市民の健康を保護するとともに、良好な都市環境の形成に寄与することを目的に、「龍ケ崎市歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例」を施行しております。本条例では喫煙禁止区域を JR 龍ケ崎市駅・関東鉄道竜ヶ崎駅周辺に設定しており、喫煙行為そのものを禁止しておりますが、歩きたばこにつきましては、喫煙禁止区域に限らず、市内の公共の場所で行ってはならないことと定め、市公式ホームページやりゅうほーでお知らせをしております。

市の具体な取り組みとしましては、龍ケ崎市歩きたばこ・ポイ捨て等 防止指導員による駅を中心とした公共の場所のパトロールや龍ケ崎市 歩きたばこ・ポイ捨て等防止サポーターの導入により、監視の目を強化 しているところではありますが、市全体となりますと、監視が行き届いていないところもございます。

吸い殻による景観の悪化、受動喫煙による健康影響の不安、これらの 喫煙マナーについて、意識の向上をいかに醸成させていくのかを念頭に 置きながら、今後もパトロール及び広報等により、公共の場所での歩き たばこが禁止されていることを周知してまいります。

私は喫煙者ではございませんが、以前と比較すると「歩きたばこやポイ捨てが減っている」といった声も届いており、私もそのように感じております。

しかし、残念ながらマナーを守っていない人がいることも事実でございます。 喫煙マナーとして、たばこを吸う人が周囲の人を大切に思う気持ちの行動を呼びかけ、 喫煙者と非喫煙者が共存できるような環境を目指してまいります。

次に、キャッシュレス化につきましては、インバウンド消費の拡大や 事業者における人手不足、生産性向上の課題解決が見込めるものとし て、国におきましても普及を推進している取組みであると認識しており ます。

当市においても、令和3年8月より、市民窓口課や税務課などの窓口 における各種交付手数料について、キャッシュレス決済を取り入れてい るところでございます。

一方で、キャッシュレス決済の導入にあたりましては、インターネット環境の整備や端末設置に伴う費用、導入後の決済手数料など、導入する事業者に一定の負担が生じることといった課題もございます。

現在、当市において、事業者の方への助成制度はございませんが、国ではキャッシュレス決済の導入に係る補助制度が設けられております。 今後は、商工会と連携して情報の周知に努めるとともに、先進事例の調査・研究及びキャッシュレス化の普及に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、この度は職員の対応について、ご不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。いただいたご意見を真摯に受け止め、市民の方が気持ちよく利用できる市役所づくりに励んでまいります。

【担当:生活環境課·商工観光課·秘書広聴課】